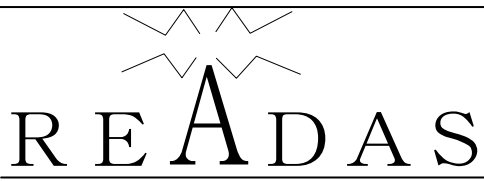


第 5756 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 7月19日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 携帯電話に加入する際の費用

Q：携帯電話に加入する場合の契約事務手数料は、どのように処理をすればいいですか？

A：電気通信施設利用権に係る取得価額になります。

【解説】

携帯電話に加入する場合の契約事務手数料は、電気通信役務の提供を受ける権利の対価ですが、譲渡性がないことから、税務では、平成8年12月1日以後、電話加入権ではなく、無形減価償却資産である電気通信施設利用権として取り扱うこととなっています。

したがって、携帯電話に加入する場合の契約事務手数料は、電気通信施設利用権に係る取得価額となり資産計上をすることになります。

この場合の耐用年数は20年になります。

ただし、この契約事務手数料が10万円未満であるときは、少額の減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を適用することができますので、この場合には、その利用権を取得して、それを事業の用に供した日の属する事業年度において、損金経理をすることによって、その取得価額の全額を損金の額に算入することが認められます。

